

自治研 かんがわ

2015 **6** No.153
(通算 217号)

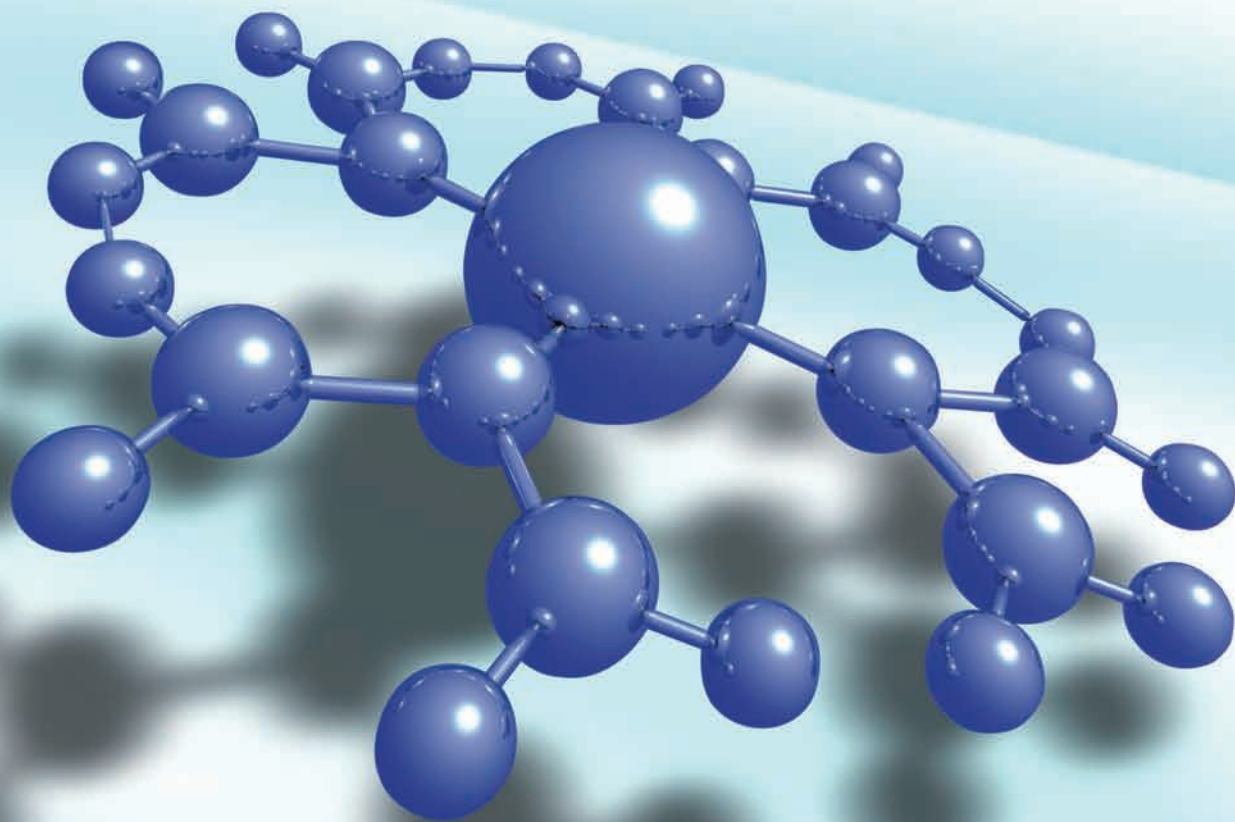
CONTENTS

巻頭言 時代を切り開く水道事業体として
「まち・ひと・しごと創生」とは何か

神奈川県地方自治研究センター 主任研究員 勝島 行正 …… 1

神奈川県内における「地方創生交付金」の活用状況

編集部 …… 19



公益 神奈川
社団 県地方自治研究センター

私が、横浜市水道局に入局したのは1981年4月、入局当時はほとんどの分野で職員の技術力により直営で運営されていた。1981年の横浜市の総人口は280万人、世帯数94.2万戸、一人あたりの平均一日使用量506ℓ、年間最大一日給水量141万m³と近代水道発祥の地として市民の皆様とともに育まれてきた、横浜の水道事業は人口増加に伴う施設の拡張工事を重ねて全国的に見ても歴史ある水道事業体として、今日まで128年の歴史を刻んできた。

横浜市の人口も2013年には370万人（世帯数161.7万戸）を超え、政令指定都市として基礎自治体として全国一の規模を誇るまで成長した。

しかし、水道事業の規模は、高度経済成長の終焉に続きバブル崩壊、社会構造の変化（節水型社会の浸透）を経て、1995年の年間最大一日給水量160万m³をピークに、現在では年間最大一日給水量125万m³、一人あたり平均一日使用量339ℓまで減少した。

こうした人口減少に伴う給水収益の減少とあわせて、団塊の世代と言われる職員の大量退職後の職員未補充と人員削減、老朽化や耐震化に伴う施設更新、高度化、複雑化する水質管理への対応、災害時や非常時でのサービス水準の確保など様々な課題を抱えている。

そして急速に進む高齢化と出生率の低下に伴う人口減少により、水道事業経営は困難な時代へと突入していく中、新たな時代を切り開く事業運営が求められている。

特に、人材育成と技術継承は急務な課題となっている。水道施設の運営に関する専門的な知識・経験を有する技術者を継続的に育成・確保していくことが不可欠である。

こうした現状は、全国的にも同様な状況を迎え、厚労省の調査結果では人口10万人以下の7割の事業体で将来の技術力に不安を抱えていることが明らかになっている。

さらに著しい人口減少と給水量の減少による厳しい事業運営を強いられる水道事業体では、水系ごとの事業統合や広域化も検討されている。厚生労働省も「新水道ビジョン」で穏やかな広域化から事業統合まで、様々な事業統合についてビジョンの中で触れている。

しかし、水道事業体の多くは市町村経営が主体となっており、自治体の枠組みを超えた広域化は、市町村合併や特別自治市制度など基礎自治体と深い関係をもっている。

何れにしても、東日本大震災から4年が経過する中、災害に強いライフラインの再構築と人口減少に伴う事業運営の見直しが迫る中、現場で働く職員の目線を持ちつつ将来に亘り市民から、職員から愛される水道事業体を育むため、労組として責任ある政策を発信し続けていきたい。また、128年の歴史を誇る事業体として発展途上国への技術指導・移転など積極的な国際貢献を行い、その役割を果たしていかなければならない。

「まち・ひと・しごと創生」とは何か

公益社団法人 神奈川県地方自治研究センター
主任研究員 勝島 行正

2014年11月21日に「まち・ひと・しごと創生法（以下「創生法」）」が成立した。「創生法」は、目的を「人口減少の歯止め」と「東京一極集中の是正」とするかつてないものである。また、昨年12月27日に「創生法」に基づいて策定された「ひと・まち・しごと創生長期ビジョン（以下「長期ビジョン」）」あるいは「まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」）」が閣議決定され、国を挙げて取り組むこととされている。これらは、ひとくくりに「地方創生」と称されている。

現在は、地方版の「人口ビジョン」と「総合戦略」を都道府県と市区町村段階で、2015年度中に策定することになっており、作業が行われている。そこで、改めて「創生法」や「長期ビジョン」あるいは「総合戦略」の内容を確認し、「地方創生」とは何か、について考えてみたい。（本文中の個人名については、敬称略す。）

I 「まち・ひと・しごと創生法」の要点

1. 「創生法」の構成と性格

「創生法」の構成は、第1章（総則）、第2章（まち・ひと・しごと創生総合戦略）、第3章（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）、第4章（まち・ひと・しごと創生本部）の4章20条となっている。

この法律は、「『基本理念』や『推進体制』を定めることを眼目としており」、「今後我が国がまち・ひと・しごと創生を中長期にわたり取り組んでいくに当たっての、基本的な枠組みを示した『基本法』ともいえるが、通常の〇〇基本法とは異なり、その下に具体的

作用法が制定されていないことから“基本法的な法律”と呼ぶのが妥当であろう。¹⁾としている。

2. 「創生法」の目的（第1条）

第1条（目的）この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の創出を一体的に推進すること（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、

¹⁾ 「「まちひとしごと創生法」の解説（中）－その法的性格、意義、条文のポイント」（溝口洋 「地方財務」ぎょうせい2015年1月）

基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

法律の目的は、「人口の減少に歯止めをかける」、「東京圏への人口の過度の集中を是正」するために、

1. 「国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成」（まち）
2. 「地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保」（ひと）
3. 「地域における魅力ある多様な就業の機会の創出」（しごと）

すなわち上記の（まち）・（ひと）・（しごと）を「一体的に推進すること」である。

法律の目的に「人口減少の歯止め」と「東京一極集中の是正」を明記したのは我が国で初めてのことである²。

3. 基本理念（第2条）

第2条（基本理念）まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 1 国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。
- 2 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。
- 3 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。
- 4 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。
- 5 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。

²『『まち・ひと・しごと創生』の概要と留意点（中）』（溝口洋 「地方自治」ぎょうせい 2015年2月）

- と。
- 6 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること。
- 7 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

基本理念は、7つある。「理念」と「総合戦略の基本目標」とは、対応する³。

第1号は、「地方への新しい人の流れをつくる」

第2号は、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」

第3・4号は、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」

第5号は、「地方における安定した雇用を創出する」

第6号は、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」

4. 国の責務（第3条）

第3条（国の責務）国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国の関係行政機関は、まち・ひと・しごと創生に関する施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

3 国は、地方公共団体その他の者が行うまち・ひと・しごと創生に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。

4 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、まち・ひと・しごと創生に関し、国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

「国の責務」とは、「①まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的

³『『まち・ひと・しごと創生』の概要と留意点（中）』（溝口洋 「地方自治」ぎょうせい 2015年2月）

に策定し、及び実施する」、「②国の関係行政機関は相互に連携を図りながら協力する」、「③自治体などが行う施策について情報の収集及び提供その他の支援を行う」、「④教育活動、広報活動その他の活動を通じて、まち・ひと・しごと創生に関し、国民の関心と理解を深める」である。

5. 「総合戦略」の策定（第8条、9条、10条）

（1）「国の総合戦略」（第8条）

第8条 政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。

2 まち・ひと・しごと創生総合戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 まち・ひと・しごと創生に関する目標

二 まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向

三 前二号に掲げるもののほか、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、第十二条第二号の規定による検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4、5、6、7 略

第8条は、「総合戦略」についてである。

「総合戦略」に定める事項は、「地方創生に関する目標」、「施策の基本的な方向」、「総合的かつ計画的に実施するために必要な事項」である。

また、第3項「第12条第2号の規定による検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定する」ことになっている。「総合戦略」には、数値目標を伴った「基本目標」を定め、個別の施策には、KPI⁴（重要業績評価指標）

⁴ Key Performance Indicator の略。政策ごとの達成すべき成果目標として『日本再興戦略』改訂2014』でも設定されている。（「総合戦略」脚注）

が設定されている。「客観的な指標」の設定と「検証」の実施が、法律上明確に定められている点が特徴であり、今回の「総合戦略」が、「これまで政府が策定してきた様々な計画や戦略と一線を画すものである⁵」としている。

（2）都道府県・市町村の「総合戦略」策定（第9条、10条）

都道府県は、国が策定した「総合戦略」を勘案し、「①目標②基本的方向③総合的かつ計画的に実施すべき事項」について「総合戦略」を策定し（第9条）、市町村（特別区含む）は、国及び都道府県の「総合戦略」を勘案して、同じく策定することになっている（第10条）。

計画策定は、法律上は「努力義務」だが、ある自治体が「策定しない」としたところ、国から強い「指導」を受け、「策定することになった」と聞いている。策定は事実上「義務付け」られている。

6. 「創生本部」（第11・12・13条）

第11条 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を置く。

第12条（所掌事務）本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 まち・ひと・しごと創生総合戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。

二 まち・ひと・しごと創生総合戦略についてその実施状況の総合的な検証を定期的に行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

第十三条（組織）本部は、まち・ひと・しごと創生本部長、まち・ひと・しごと創生副本部長及びまち・ひと・しごと創生本部員をもって組織する。

「創生法」の推進体制は、内閣総理大臣を本部長とし、全国務大臣を部員とする「まち・ひと・しごと創生本部」を置き、1. 「総合

⁵ 『『まち・ひと・しごと創生』の概要と留意点(中)』（溝口洋 「地方自治」ぎょうせい2015年4月号）

戦略の案作成と推進」、2. 「実施状況の総合的な検証」、3. 「企画、立案、総合調整」を行うことになっている。

II 「長期ビジョン」と「総合戦略」

1. 「長期ビジョン」の概要

「長期ビジョン」は、2060年を目途とした日本の人口の将来の姿を示し、人口問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後、取り組むべき将来の方向を提示したものである。

I. 人口問題に対する基本認識 -国民の認識の共有が最も重要である

1. 「人口減少時代」の到来

○2008年に始まった人口減少は、今後加速的に進む。

2020年代初めは毎年60万人程度の減少だが、2040年代頃には年100万人程度の減少にまで加速する。

○人口減少の状況は、地域によって大きく異なる。人口減少は、①第一段階（若年減少、老年増加）、②第二段階（若年減少、老年維持・微減）、③第三段階（若年減少、老年減少）を経て進行。東京都区部や中核市は「第一段階」だが、地方は既に「第二・三段階」に突入。2010~2040年の間に、東京都区部は▲6%に対して、人口5万人以下の地方都市は▲28%、過疎地域市町村は▲40%で、人口急減という事態。

○人口減少は地方から始まり、都市部へ広がっていく

地方は、若い世代が東京圏へ流出する「社会減」と、出生率が低下する「自然減」の両者により、都市部に比べ数十年も早く人口減少。地方の人口が減少し、地方から大都市への人材供給が枯渇すると、いずれ大都市も衰退。

2. 「人口減少」が経済社会に与える影響

○人口減少は、経済社会に対して大きな重荷となる。

人口減少に伴う高齢化の結果、経済規模が縮小し、一人あたりの国民所得が低下するおそれ（人口オーナス）。

○地方では、地域経済社会の維持が重大な局面を迎える。

このまま推移すると、2050年には、現在の居住地域の6割以上で人口が半分に減少、2割の地域では無居住化すると推計されている。

3. 東京圏への人口の集中

○東京圏には過度に人口が集中している。

東京圏への集中度合いは国際的にも高い水準。東京圏は、長時間通勤、住宅価格の高さ、待機児童問題等様々な課題を抱えている。

○今後も東京圏への人口流入が続く可能性が高い

人口流入は東京圏だけ（年間転入超過数：約10万人）であり、今後、東京オリンピックの開催や高齢化の進展は人口流入を増幅させる可能性。

○東京圏への人口の集中が、日本全体の人口減少に結び付いている。

このまま推移すると、「過密の東京圏」と「人口が極端に減った地方」が併存しながら人口減少が進行。地方に比べ低い出生率の東京圏に若い世代が集中することによって、日本全体としての人口減少に結び付いている。

2. 「総合戦略」の概要

「総合戦略」は、「長期ビジョン」を踏まえ、2020年の東京オリンピックまでの2015年～2019年度の5か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものである。

I. 基本的な考え方

1. 人口減少と地域経済縮小の克服

○地方は、人口減少を契機に、「人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる」という負のスパイラルに陥るリスクが高い。

○人口減少克服・地方創生のためには、3つの基本的視点から取り組むことが重要。

- ①「東京一極集中」の是正、
- ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現、
- ③地域の特性に即した地域課題の解決

2. まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

◎「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。

①しごとの創生

・若い世代が安心して働ける「相応の賃金、安定した雇用形態、やりがいのあるしごと」という「雇用の質」を重視した取組が重要。

②ひとの創生

・地方への新しい人の流れをつくるため、若者の地方での就労を促すとともに、地方への移住・定着を促進する。
・安心して結婚・出産・子育てができるよう、切れ目ない支援を実現する。

③まちの創生

・地方で安心して暮らせるよう、中山間地域等、地方都市、大都市圏等の各地域の特性

に即して課題を解決する。

II. 政策の企画・実行に当たったの基本方針

1. 従来の政策の検証

○これまでの政策は、一定の成果を上げたが、大局的には地方の人口流出や少子化に歯止めがかかっていない。その要因は次の5点。

- ①府省庁・制度ごとの「縦割り」構造
- ②地域特性を考慮しない「全国一律」の手法
- ③効果検証を伴わない「バラマキ」
- ④地域に浸透しない「表面的」な施策
- ⑤「短期的」な成果を求める施策

2. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

○人口減少克服・地方創生を実現するため、5つの政策原則に基づき施策を展開する。

- ①自立性
・構造的な問題に対処し、地方公共団体、民間事業者、個人等の自立につながる。
- ②将来性
・地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する。
- ③地域性
・各地域の実態に合った施策を支援。国は支援の受け手側の視点に立って支援。
- ④直接性
・最大限の成果をあげるため、直接的に支援する施策を集中的に実施する。
- ⑤結果重視
・PDCAメカニズムの下、具体的な数値目標を設定し、効果検証と改善を実施する。

3. 国と地方の取組体制とPDCAの整備

○国と地方の役割分担の下、地方を主体とした枠組みの構築に取り組む。

- ①5か年戦略の策定
・国と地方公共団体ともに、5か年の戦略を策定・実行する体制を整え、アウトカム指標を原則とした重要業績評価指標で検証・改善する仕組みを確立
- ②データに基づく、地域ごとの特性と地域課題の抽出
・国はデータに基づく地域経済分析システムを整備し、各地方公共団体は必要なデータ分析を行い、地域課題等を踏まえた「地方版総合戦略」を策定
- ③国のワンストップ型の支援体制等と施策のメニュー化
・国は関係府省庁で統一のワンストップ型執行体制の整備に努め、各地域が必要な施策を選択できるよう支援施策をメニュー化し、人的支援も実施
- ④地域間の連携推進
・国は新たな「連携中枢都市圏」や定住自立圏の形成を進め、各地方公共団体は、地域間の広域連携を積極的に推進。

III. 今後の施策の方向

1. 政策の基本目標（4つの基本目標）

<基本目標①> 地方における安定した雇用を創出する

- ・ 2020年までの5年間の累計で地方に30万人分

の若者向け雇用を創出

<基本目標②> 地方への新しいひとの流れをつくる

- ・ 2020年に東京圏から地方への転出を4万人増、地方から東京圏への転入を6万人減少させ、東京圏から地方の転出入を均衡

<基本目標③> 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ・ 2020年に結婚希望実績指標を80%、夫婦子ども数予定実績指標を95%に向上

<基本目標④> 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ・ 「小さな拠点」の整備や「地域連携」を推進する。目標数値は、地方版総合戦略の状況を踏まえ設定。

2. 政策パッケージ ー略ー

【付属文書アクションプランー略ー】

3. 「地方版総合戦略」の策定について

国は、「創生法」が成立した2014年12月27日に、都道府県知事宛に内閣審議官名で「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について（通知）」を出した。

「通知」では、都道府県と市町村に対して、「人口の現状と将来の展望を提示する『地方人口ビジョン』と今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた、『地方版総合戦略』の策定」を2015年度内に行うよう求めている。

「人口ビジョン」の対象期間は、「国の長期ビジョンの2060年とするが、地域の実情に応じて期間を設定しても差し支えない。」

「地方版総合戦略」の対象期間は2015年から2019年度としている。

策定にあたっては、「住民代表と産業界・行政機関・大学・金融機関・労働団体（産・官・学・金・労）で構成する推進組織で審議するなど広く関係者の意見が反映されるようにすること」とある。神奈川県は、2015年6月4日に「地方創生神奈川県会議」を設置した。

さらに、「短期・中期の政策目標の設定」「実

施した施策・事業の効果を検証し改善を図るPDCAサイクルの導入」「施策の効果を客観的に検証できるようにするため、施策ごとに重要業績評価指標（KPI）を設定する」など「地方版総合戦略」策定にあたっての国の具体的な「方向付け」が細かく「指導」されている。

Ⅲ. 「創生法」成立までの経過と推進体制

1. 「創生本部」の設置と準備

安倍内閣は、2014年7月25日に「まち・ひと・しごと創生本部準備室」を開設し、「創生法案」、「長期ビジョン」、「総合戦略」の策定のための準備作業を開始した。

8月26日と27日に「有識者懇談会」を開催した。

9月3日に安倍首相は、内閣改造を行い、新設された地方創生担当大臣に石破茂を当て、同日「創生本部」の設置を閣議決定した。

9月12日に「第1回創生本部」を開催し、9月19日に「第1回まち・ひと・しごと創生会議（以下「創生会議」）」を開催した。

9月29日には、「創生法案」を国会に提出した。

10月2日から、第1回「基本政策検討チーム」がスタートし、10月10日までに計7回開催された。10月31日の第2回「創生会議」に検討チームによる「総合戦略中間報告」が出されている。

その後、11月21日の衆議院の解散の日に「創生法」が成立し、総選挙を経て12月27日に「長期ビジョン」と「総合戦略」が閣議決定されている。

2. 「創生本部」の体制

「地方創生」を推進する体制は、以下のと

おりである。

(1) 「まち・ひと・しごと創生本部」

①組織体制

本部長 総理大臣

副本部長 地方創生担当大臣・官房長官

本部員 全ての国務大臣

②設置目的

「人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生できるように」にすることが、目的である。11月21日の「創生法」の成立を受けて、創生法に基づく「創生本部」に移行した。

(2) 「まち・ひと・しごと創生会議」

「創生会議」は、「創生本部の下、人口急減・超高齢化への対応及び各地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会の創生に関する重要事項を調査審議する」ことを目的に2014年9月3日に閣議決定で設置された。

【創生会議メンバー】

議長 総理大臣

副議長 地方創生担当大臣・官房長官

議員 地方創生、少子化、復興、総務、財務、文科、厚労、農林水産、経産、国交（各大臣）

民間有識者

【民間有識者メンバー】

※人名は敬称を略す。以下同じ。

池田弘（公益社団法人日本ニュービジネス協議会連合会会長）伊東香織（倉敷市長）

大社充（NPO法人グローバルキャンパス理事長）奥田麻衣子（海士町、隠岐島前高校魅力化コーディネーター）坂根政弘（コマツ相談役）

清水志摩子（NPO法人全国商店街おかみさん会理事長）田中進（農業生産法人（株）サラダボウル代表取締役）

富山和彦(経営共創基盤代表取締役CEO)
中橋恵美子(NPO法人わははネット理事長)
樋口美雄(慶応大学商学部教授) 増田
寛也(東京大学公共政策大学院局員教授)
山本眞樹夫(帯広畜産大学監事、前小樽商
科大学長)

3. 地方創生推進室の担当事務

「創生本部」事務局は、内閣府地方創生推進室が担当している。地方創生推進室の所掌事務は、「地方創生」「地域再生」「国家戦略特区」「構造改革特区」「総合特区」「都市再生」「中心市街地活性化」となっている。

主な業務内容は以下のとおりである。

(1) 地方創生の推進による地域活性化

①地方創生

○地方版総合戦略の策定支援

地方版総合戦略の策定支援として「情報支援」「人的支援」「財政支援」を切れ目なく展開

②地域再生

地域経済活性化、雇用機会創出等、地域の自主的・自立的な取組を支援(計画認定1718件)

(2) 規制改革を軸に据えた地域活性化

①国家戦略特区

国が定める国家戦略特区において、国・地方自治体・民間が三者一体となって取り組むプロジェクトを対象に、大胆な規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進(6地域) 東京圏、関西圏、新潟市、養父市、福岡市、沖縄県

②構造改革特区

地域を限定した規制改革を推進し、その評価を通じて、全国的な構造改革へと波及(規制緩和780件計画認定1236件)

③総合特区

包括的、先駆的な地域のチャレンジに対して、総合的に国が支援

- ・国際戦略特区(7地域)
- ・地域活性化総合特区(41地域)

(3) 都市機能の増進による地域活性化

①都市再生

都市再生による国際競争力の向上、防災機能の確保等の促進・都市再生緊急整備地域(62地域)・特定都市再生緊急整備地域(11地域)

②中心市街地活性化

中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進(120市、162件の基本計画を認定)

4. 国が行う自治体支援事業の概要

国が行う自治体に対する支援とは、以下の通りである。

(1) 情報支援

各産業が、産業・人口・社会インフラなどに関し必要なデータ分析を行い、各地域に即した地域課題を抽出し対処できるよう、国は「地域経済分析システム」を整備

(2) 人的支援

①地方創生人材支援制度

小規模市町村に国家公務員等を首長の補佐役として派遣し、地域に応じた「処方せんづくり」を支援する。(2015年3月20日現在)

- ・派遣先 38道府県 69市町村
- ・派遣者 国家公務員42名(全員常勤)、大学15名(常勤2名)、民間2名(常勤4名)
- ・派遣期間 常勤2年、非常勤1~2年

②地方創生コンシェルジュ制度

市町村等の要望に応じ、当該地域に愛着・関心を持つ、意欲ある府省庁の職員を相談窓口として選任（2015年2月27日現在・17府省庁918人）

国は、これまで地域再生・活性化のための人的支援策として「地域活性化伝道師」、「地域おこし協力隊」、「地域活性化応援隊」などを進めてきた。

(3) 財政支援

①緊急的取組

新型交付金・2014（平成26）年度補正予算で創設（2015年2月3日成立）

ア地域消費喚起・生活支援型：2500億円
例）プレミアム付商品券、低所得者向け灯油等購入助成、ふるさと名物商品・旅行券 等

イ地方創生先行型：1700億円

・基礎交付分1400億円（地方版総合戦略策定するすべての自治体に交付（都道府県560億円、市町村分840億円）。

・上乗せ分300億円

例）「地方版総合戦略策定」の策定（必須）、UIJターン助成、地域しごと支援事業等

②2015年度の財政措置

ア総合戦略を踏まえた個別施策7225億円

イ2015年度地方財政計画 1兆円計上

ウ2015年に新型交付金の検討

IV 日本創成会議報告－選択する未来委員会中間整理－「骨太方針2014」－「日本再興戦略改訂2014」

2014年の5月、6月に、「長期ビジョン」「総合戦略」に大きな影響を与えたと思われる「報告・提言」が集中して出されている。

2014年5月8日に「日本創成会議（以下「創成会議」）」が「成長を続ける21世紀のために『ストップ少子化・地方元気戦略』（以下「創成会議報告」）」。

5月13日に「経済財政諮問会議」の有識者会議である「選択する未来」委員会が「中間整理（以下「中間整理」）」。

6月24日に「日本再生本部」が「日本再興戦略改訂版2014（以下「再興戦略2014」）」。

同じく「経済財政諮問会議」が「経済財政運営と改革の基本方針2014（以下「骨太方針2014」）」をそれぞれ発表した。

以下、それぞれの「報告・提言」をみてみたい。

1. 「自治体消滅論」ショック－日本創成会議報告とその要点

(1) 「自治体消滅論」ショック

2014年5月8日に民間の研究機関である「創成会議」が発表した「創成会議報告」は、このまま人口減少を放置すれば、2040年には全国で「896自治体が消滅」というもので、消滅するとされた自治体の住民、首長、議会のみならず全国に大きな衝撃を与えた。要点は、以下のとおりである。

「ストップ少子化・地方元気戦略」 －戦略の基本方針と主な施策（要約版）－

人口減少の深刻な状況（特に地方の急激な人口減少）に関し国民の基本認識の共有を図る。

ストップ少子化戦略

- 基本目標「国民の『希望出生率1.8』の実現」
 - ・2025年に「希望出生率＝1.8」を実現することを基本目標。その後第二段階として、人口置換水準（出生率＝2.1）の実現も視野に置く。
- 若者（男女）が結婚し、子どもを産み、育てやすい環境づくりのため、全ての政策を集中する。企業の協力は重要な要素
 - ・若者・結婚子育て年収500万円モデルを目指した雇用・生活の安定
 - ・結婚・妊娠・出産支援（公共機関による結婚機会提供、妊娠出産知識普及、妊娠・出産・子

育てワンストップ相談)

- ・子育て支援(待機児童解消、「保育施設付マンション」、ひとり親家庭支援)
- ・働き方改革(育休保障水準引上げ、多様な「働き方」「企業別出生率」公表)
- ・多子世帯支援(子どもが多いほど有利になる税・社会保障、多子世帯住宅)

- 女性だけでなく、男性の問題として取り組む
 - ・男性の育児参画、育休完全取得、定時退社促進(残業割増率引き上げ)
- 新たな費用は、「高齢者世代から次世代への支援」の方針の下、高齢者対策の見直し等によって対応する
 - ・高齢者優遇制度等の見直し(公的年金等控除など)「終末期ケア」の見直し

地方元気戦略

- 基本目標を「地方から大都市への『人の流れ』を変えること」、特に『東京一極集中』に歯止めを掛けることに置く
 - ・地方の人口減少の最大要因は、若者の大都市への流出。東京圏は高齢化が一挙に進む
 - ・地方から大都市への『人の流れ』を変えること、特に『東京一極集中』に歯止めをかけることを基本目標。少子化対策とともに首都直下地震対策にも有効。
- 「選択と集中」の考え方の下で、地域の多様な取組を支援
 - ・人口減少に即応した「新たな集積構造」の構築:「コンパクトな拠点」+「ネットワーク」の形成、自治体間の「地域連携」、「地方法人課税」改革
 - ・地域経済を支える基盤づくり:地域資源を活かした産業、スキル人材の地方へのシフト、農林水産業の再生
 - ・地方へ人を呼び込む魅力づくり:地方大学の再編強化、地方企業への就職支援、「全国住み替えマップ」、ふるさと納税の推進、都市からの住み替え支援優遇税制、観光振興
 - ・都市高齢者の地方住み替えを支援

女性・人材活躍戦略 女性や高齢者

- 女性や高齢者、海外人材の活躍推進に強力に取り組む
 - ・「女性就労目標」の達成
 - ・「働き方」に中立的な税・社会保障
 - ・女性登用
 - ・「高齢者」の定義見直し、高齢者の就労促進
 - ・海外からの大規模移民は現実的でない。「高度人材」の受け入れ促進

長期的かつ総合的な視点から、政策を迅速に実施する

- ・内閣に『総合戦略本部』を設置し、「長期ビジョン」と総合戦略を策定。
- ・地域の関係自治体が参加する「地域戦略協議会」を設置し、「地域版長期ビジョン」と総合戦略を策定(地域の「出生率目標」設定を含む)。

(参考資料)人口減少の要因

1. 地方の人口減少の最大要因は、若者(男女)の大都市(特に東京圏)への流出。人口流出の動きは、地方と大都市(東京圏)の「経済雇用格差」に深く関連している。
2. 地方から大都市(東京圏)への若者(男女)の流出は、人口減少に拍車をかけている。
3. 地方からの人口流出がこのまま続くと、人口の「再生産力」を示す「若年女性(20~39歳)」が2040年までに50%以上減少する市町村が896(全体の49.8%)にのぼると推計される。

これらの市町村は、いくら出生率が上がっても将来的には消滅するおそれが高い。

一方で、大都市、特に東京圏は東京近郊を中心に高齢化が一挙に進むことが予想されている。

(2) 日本創成会議とは

「創成会議」とは、2011年の5月に「東日本大震災を契機に10年後の世界・アジアを見据えた日本全体のグランドデザインを描き、その実現に向けた戦略を策定すべく、産業界労使や学識者など有志が立ち上げた組織」で、事務局は公益財団法人日本生産性本部(以下「生産性本部」)にある。

なぜ、民間の研究機関の一つに過ぎない「創成会議」がこれほどに注目されるのかについては、構成メンバーの顔ぶれにあると思われる。メンバーのプロフィールをみると、経済財政諮問会議あるいは産業競争力会議または規制改革会議等、国の主要政策に現在関わっているか、もしくは経験者である。さらに、ほとんどが生産性本部の役員もしくは経験者である。

【日本創成会議メンバー】

【座長】増田寛也(東京大学公共政策大学院客員教授)

【委員】

秋草直之:富士通相談役・生産性本部副会長
牛尾治朗:ウシオ電機会長・生産性本部名誉会長(2001~2006年森・小泉内閣経済財政諮問会議議員)

大田弘子:政策研究大学院大学教授、規制改革会議議長代理、生産性本部副会長(2001年経済財政諮問会議専門委員、2006~2008年安倍・福田内閣経済財政政策担当大臣)

落合清四:U Aゼンセン顧問(前生産性本部副会長)

古賀伸明:日本労働組合総連合会会長・生産性

本部副会長

佐々木毅：学習院大学教授・生産性本部副会長
椎名武雄：日本アイ・ビー・エム名誉相談役

(生産性本部の前身である社会経済生産性本部副会長)

敷土文夫：東電会長・JFEホールディングス相談役(2011年NHK経営委員会委員長)

橘・フクシマ・咲江：G&S Global Advisors Inc. 社長

新浪剛史：サントリーホールディングス社長、2013年産業競争力会議議員、生産性本部理事

樋口美雄：慶應義塾大学教授・厚労省労働政策審議会会長・生産性本部評議員

藪中三十二：立命館大学特別招聘教授、2008～2010年外務事務次官、2010年野村総研顧問

※「日本創成会議HP」、「日本生産性本部HP」、「ウィキペディア」など参照

(3) 人口減少問題検討分科会

「創成会議」の下に「人口減少問題検討分科会」が置かれている。学者・研究者に加えて、財務省、総務省事務次官経験者が加わっている点が特徴的である。どのような議論がされているのかについては、公開されていないので定かでない。

【「人口減少問題検討分科会」メンバー】

【座長】増田寛也(略)

【委員】

岡本保：野村資本市場研究顧問、2010～2012年総務事務次官

加藤久和：明治大学教授

齊藤英和：国立成育医療研究センター副周産・母性診療センター長

白波瀬佐和子：東京大学大学院教授

橘・フクシマ・咲江：(略)

丹呉泰健：2009～2010年財務事務次官、2010年読売新聞グループ本社監査役、2014年日本たばこ産業株会長、前内閣官房参与

樋口美雄：(略)

平田竹男：内閣官房参与、元通産官僚・日本サッカー協会専務理事)

森地茂：政策研究大学院大学政策研究センター所長)

※「創成会議HP」「ウィキペディア」など参照

2. 「選択する未来」委員会の「中間整理」の要点

「選択する未来」委員会とは、2014年1月30日に経済財政諮問会議の有識者会議である。「選択する」未来委員会の「中間整理」の要点は次のとおりである。

未来への選択—人口急減・超高齢社会を超えて、日本発成長・発展モデルを構築—(中間整理・図版より)

【確実な未来】

50年後も、人口減少が続く、加速。現状のままでは、「人口急減・超高齢化社会の到来」

↓

【現状のまま何もしない場の未来像】

- ・プラス成長を続けることは困難になり、マイナス成長が定着
- ・「人口オーナス」と「縮小スパイラル」の双方が作用し、国民生活低下のおそれ
- ・女性、高齢者、若者が活躍できない労働市場の二極化、格差の固定化・再生産
- ・地方で4分の1以上の自治体が消滅可能性、東京では、超高齢化
- ・医療・介護費の増加により財政破たんリスクの高まり

危機意識の共有 未来を変える時間軸→成長・発展(早期に)アベノミクスを機に長期の発展経路へ→人口・地域(2020年をめぐり)人口減少が加速する前にトレンドを変える→2020年のその先へ 持続的・安定的に成長・発展する経済社会へ

【未来への選択】

- ・制度、政策や人々の意識が速やかに変われば、「人口急減・超高齢社会」への流れは変えられる
- ・若い世代や次の世代が豊かさを得て、結婚し、子どもをことができるよう集中して改革・変革

① 人口

50年後に1億人程度(この場合、その一世代後には総人口は微増に転じる)

- ・国民の希望どおり子どもを産み育てられる環境により、1億人程度の人口を保持
- ・資源配分を高齢者から子どもへシフト、出産・子育て支援を倍増。費用は現世代で負担
- ・子どものための政策推進

② 成長・発展

経済を世界に開き、「創意工夫による新たな価値の創造」により、成長し続ける。

- ・イノベーションが生産の切り札
- ・産業・企業の「新陳代謝・若返り(ダイナミズム)
- ・オープンな国づくりと外国人材の戦略的受入
- ・債務残高対GDP比引き下げ等の明確な目標

③ 人の活躍

年齢、性別にかかわらず能力発揮

- ・男女の働き方改革のより、能力や意欲に応じた

活躍の機会充実

- ・70歳まで働ける社会（新生産年齢人口）
- ・未来の技術や産業に適応したプレイヤーの育成
- ・格差の再生産の回避

④地域の未来

個性を活かした地域戦略、集約・活性化

- ・新しい発想で資源を利活用し、働く場所をつくる（農業、観光等）
- ・「集約・活性化」によるコンパクトな地域・地方中枢都市圏域の形成
- ・東京への若者の人口流出を抑制
- ・東日本大震災の復興を地域のモデルに

⑤信頼・規範

- ・基盤的な制度（社会保障・財政）、文化、公共心など社会を支えている土台を大切にする。
- ・日本の風土に育まれた伝統、文化や美意識、価値観の継承・発展。
- ・国際貢献やルールづくりへ参加、世界に発信し続ける。
- ・社会保障制度や財政の持続可能性の確保

【「選択する未来」委員会委員】

【会長】三村明夫：新日鐵（株）相談役名誉会長日本商工会議所会頭

【委員】

石黒不二代（ネットイヤーグループ株式会社代表取締役社長）

岩田一政：日本経済研究センター理事長、2003～2008年日銀副総裁、2008～2009年麻生内閣経済財政諮問会議議員

加藤百合子：株式会社エムスクエア・ラボ代表取締役社長

白波瀬佐和子：（略）

高橋智隆：株式会社ロボ・ガレージ代表取締役

深尾昌峰：龍谷大学政策学部准教授・公益財団法人京都地域創造基金理事長

増田寛也：（略）

吉川洋：東京大学大学院経済学研究科教授、2001～2006年森・小泉内閣経済財政諮問会議議員、現財政制度審議会会長

※この下に3ワーキンググループ、「成長・発展（主査・岩田一政）」「人の活躍（主査・吉川洋）」「地域の未来（主査・増田寛也）」が設置されている。

※「経済財政諮問会議HP」「ウィキペディア」など参照

3. 2つの司令塔－経済財政諮問会議と日本再生本部（産業競争力会議）

（1）安倍内閣の「2つの司令塔」

安倍内閣の最重要政策は、「日本経済の再生と成長」である。2012年12月26日に安倍内閣誕生と同時に「日本再生本部（以下「再

生本部）」を設置した。明けて1月8日には「産業競争力会議」を設置した。

また、民主党政権では「封印」されていた経済財政諮問会議も同じく1月9日に「復活」させた。

この2つは、「諮問会議は経済財政運営全般に関する司令塔として『基本設計』を行い、再生本部は日本経済再生の司令塔として『実施設計』を行い、政策を具体化させるという関係にある⁶」。

（2）経済財政諮問会議

経済財政諮問会議は、森喜朗内閣が2001年1月6日に内閣府設置法に基づいて設置し、同年の4月26日に小泉純一郎内閣発足とともに引き継がれた。当時、竹中平蔵⁷が担当大臣に抜擢され、2005年まで「総合規制改革会議」と合わせて「小さな政府」、「聖域なき構造改革」を強力に推進した。

以後、安倍（2006年）、福田（2007年）、麻生内閣（2008年）と諮問会議は置かれたが、2009年の鳩山由紀夫内閣誕生後は3年間開催されなかった。

経済財政諮問会議の設置目的は、「1 経済全般の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項、2 国土形成計画法に規定する全国計画その他の経済財政政策に関連する重要事項について調査審議する⁸」となっている。

毎年6月にとりまとめられる「経済財政運営と改革の基本方針」いわゆる「骨太方針」は、安倍内閣の政策の核をなすものである。特に、民間議員の提言・意見は政策決定に大

⁶ 2013年1月9日2013年第1回経済財政諮問会議・甘利大臣記者会見要旨

⁷ 慶應義塾大学総合政策学部教授、2009年～パソナグループ会長、2013年～産業競争力会議議員、2014年～国家戦略特区地域諮問会議議員（1998年経済戦略会議議員（小淵内閣）、2000年IT戦略会議議員（森内閣）、2001～2005年経済財政担当大臣・2004年参議院議員・2005年総務大臣（小泉内閣））

⁸ 「経済財政諮問会議」内閣府HP

きな役割を果たしている。各省庁あげて「骨太方針」に政策・方針をとり入れるために全力をあげている。

【経済財政諮問会議民間議員】

黒田東彦：日銀総裁
伊藤元重：東京大学大学院経済学研究科教授、2013年産業競争力会議議員、
榊原定征：東レ会長、日本経済団体連合会会長
高橋進：日本総合研究所理事長
新浪剛史：(略)
※「内閣府HP」、「ウィキペディア」など参照

(3) 「日本再生本部」と「産業競争力会議」

「再生本部」の設置目的は、「我が国経済の再生に向けて、経済財政諮問会議との連携の下、円高・デフレから脱却し強い経済を取り戻すため、政府一体となって、必要な経済対策を講じるとともに成長戦略を実現すること⁹⁾」となっている。

「産業競争力会議」の設置目的は、「我が国産業の競争力強化や国際展開に向けた成長戦略の具体化と推進について調査審議すること¹⁰⁾」である。

2013年6月14日に「成長戦略」第1弾というべき「日本再興戦略-Japan is Back-」が、発表され、2014年6月24日に第2弾の「日本再興戦略改訂2014-未来への挑戦-」が出された。

【産業競争力会議の民間議員】

岡素之：住友商事相談役、規制改革会議議長
金丸恭文：フューチャーアーキテクト(株)会長
小林喜光：(株)三菱ケミカルホールディングス会長、2013~2014年経済財政諮問会議議員
小室淑恵：(株)ワーク・ライフバランス社長
佐々木則夫：東芝副会長、2013~2014年経済財政諮問会議議員
竹中平蔵：(略)
三木谷浩史：楽天株会長兼社長、新経済連盟代表理事
三村明夫：(略)

※下線部は発足当初からのメンバー、「内閣府HP」「ウィキペディア」など参照

4. 「骨太方針2014」と「日本再興戦略改

⁹⁾ 「日本経済再生本部の設置について」官邸HP

¹⁰⁾ 「産業競争力会議の開催について」官邸HP

訂2014」

(1) 「骨太方針2014」

いわゆる「骨太方針2014」において「人口減少」に係る基本的な認識については、次のとおりである。

「第1章 アベノミクスのこれまでの成果と今後の日本経済 4. 日本の未来像に関わる制度・システムの改革」

デフレ脱却・経済再生の先に、もう一つ超えなければならない高いハードルがある。現在の日本は、「人口急減・超高齢化」に確実に向かっている。この流れを変えなければ、持続的・安定的な成長軌道に乗っていくことはできない。

人口急減・超高齢化の流れを変えることは容易でなく、流れが変わっても効果が現れるまで長期間を要する。人口急減・超高齢化の流れを帰れない場合には、経済規模が縮小し、縮小スパイラルに陥るおそれがある。そこに至っては、もはや回復は困難となる。従来の少子化対策の枠組みにとらわれず、福祉分野以外にも、教育、社会保障、社会資本整備、地方行財政、産業振興、税制など、あらゆる分野の制度・システムを若者・子ども世代や次の世代のためになっているか、結婚しやすく子育てしやすい環境を実現する仕組みになっているかという観点から見直し、2020年を目途にトレンドを変えるために抜本的な改革・変革を推進すべき時期に来ている。

希望通りに働き、結婚、出産、子育てを実現することができる環境を整え、人々の意識が変わり、2020年を目途にトレンドを変えていくことで、50年後にも1億人程度の安定的な人口構造を保持することができると思込まれる。

〈望ましい未来像に向けた政策推進〉

人口急減・超高齢化への流れを変え、望ましい未来像に向けた改革・変革を進めていくことにより以下のような道筋が描かれる。

- ①人口急減・超高齢化に対する危機意識を国民全体で共有し、50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持することを目指す
- ②経済を世界に開き、絶え間なくイノベーションを起こし、高付加価値な財・サービスを生み出すことを通じて、成長を続ける
- ③年齢・性別に関わらず、意欲、個性や能力に応じて様々な形で活躍できる社会、制度、仕組みを構築する
- ④個性を活かした地域戦略と、地域における「集約・活性化」を進め、働き場所があつて暮らし続けられる地域社会をつくる
- ⑤基盤的な制度、文化、公共心など社会を支えている土台を大切にする

望ましい未来像とそれに至るまでの道筋を共有し、現在必要となる取組について、局所的な対応に陥らないよう、優先度に留意しながら、全体として推進していくことが重要である。デフレ脱却・経済再生

に向けた動きを確実にするとともに、その先を見据え、社会保障制度と財政の持続可能性を確保しつつ、地域社会の再生、発展を可能とし、日本経済の持続的・安定的成長を実現していく観点から、人口急減・超高齢化の克服に向けた諸課題への対応にスピード観を持って取り組んでいく時である。とりわけ、地域の活力を維持し、東京への一極集中傾向に歯止めをかけるとともに、少子化と人口減少を克服することを目指した総合的な政策の推進が重要であり、このための司令塔となる本部を設置し、政府一体となって取り組む体制を整備する。」

(2) 日本再興戦略改訂2014

「日本再興戦略改訂2014の概要－改革に向けての10の挑戦」

【改革に向けての10の挑戦】

1. 日本の「稼ぐ力」を取り戻す
 - ①コーポレートガバナンスの強化
 - ②公的・準公的資金の運用の在り方の見直し
 - ③産業の新陳代謝とベンチャーの加速、成長資金の供給促進
 - ④成長志向型の法人税改革
 - ⑤イノベーションの推進とロボット革命
 2. 担い手を生み出す～女性の活躍促進と働き方改革
 - ⑥女性の更なる活躍促進
 - ⑦働き方の改革
 - ⑧外国人材の活用
 3. 新たな成長エンジンと地域の支え手となる産業の育成
 - ⑨攻めの農林水産業の展開
 - ⑩健康産業の活性化と質の高い健康産業の活性化とヘルスケアサービスの提供
- 【成長の成果の全国波及】
1. 地域活性化／中堅・中小企業・小規模事業者の革新
 - ・地域活性化施策をワンパッケージで実現するプラットフォームの構築
 - ・中堅・中小企業・小規模事業者によるふるさと名物応援と戦略産業の育成
 - ・地域ぐるみの農業の6次産業化、酪農家の創意工夫、魅力ある観光地域づくり
 - ・PPP/PFIを活用したインフラ運営の実現
 2. 地域の経済構造改革
 - ・都市機能や産業・雇用の集約・集積とネットワーク化
 - ・東京への人口流出の抑制
⇒ 司令塔となる本部の設置、政府一体の推進体制の構築

V 「地方創生」とは何か

「創生法」と「長期ビジョン」と「総合戦略」そしてこれらの策定に大きな影響を及ぼ

したと思われる「報告・提言」についてもみた。そこで、改めて「地方創生」とは何かについて考えてみたい。

1. 「総選挙」・「統一地方選挙」と「地方創生」

2012年に政権に復帰した安倍内閣の最重要政策は「日本経済を再生し、強い経済・日本を取り戻すことである」として、いわゆる「アベノミクス」を掲げ、2013年に第一の矢「大胆な金融政策（金融緩和で流通するお金の量を増やし、デフレ脱却をめざす）」、第二の矢「機動的な財政政策（公共事業など約10兆円規模の経済対策予算によって、政府自らが率先して需要を創出）」、そして第三の矢「成長戦略（民間投資、規制緩和等によって、民間企業が真の実力を発揮できる社会へ）」を「放った」。

その結果、円安となり株価は上がった。2013年7月21日に行われた参議院議員選挙も、与党の自民党・公明党の勝利であった。新聞は「『アベノミクス』が一定の信任を得た（朝日新聞社説2013年7月22日）」、「『アベノミクス』はひとまず国民のお墨付きを得た（読売新聞社説2013年7月22日）」として、安倍内閣の経済政策に対する国民の期待が勝利の要因と分析した。

しかし、翌2014年4月に消費税の増税を行ったが、回復するとされていた消費は夏以降も低迷していた。国民の間では、「景気回復の実感がない」とする人が多かった¹¹。また、安倍首相の集団的自衛権を容認する憲法の解釈変更に対しても批判の声が高かった¹²。

2014年9月3日に安倍首相は、内閣を改造

¹¹ 「景気回復実感していない75%」（読売新聞世論調査2014年8月1-3日）

¹² 「集団的自衛権容認反対55%」（共同通信2014年6月21-22日）

し、自民党総裁選を争った石破茂を地方創生担当大臣に、また、「5人の女性閣僚を登用」し、9月国会を「地方創生」・「女性活躍」国会と位置づけた。

安倍内閣にとっての重要な政治課題である統一地方選挙を翌年にひかえて、秋の国会の焦点として「地方創生」が急浮上してきた。

しかし、10月20日に新閣僚の「目玉」と目されていた小渕優子経済産業大臣と松島みどり法務大臣は、「政治資金規正法」あるいは「公職選挙法違反」疑惑で相次いで辞任することとなり、「女性活躍」によって女性の支持率上昇へとつなげなかった安倍首相の思惑は崩れた。

その後、安倍首相は、「2015年10月の消費税増税を先延ばしすること」の是非を問う衆議院解散・総選挙へと向かった。自民党の2014年総選挙公約の柱は、「1. 経済再生・財政再建、2. 地方創生・女性活躍推進、3. 暮らしの安全・安心・教育再生、4. 地球を俯瞰した積極外交」である。「地方創生」については、「地方が主役の『地方創生』を実現し、活力ある日本社会を維持」するとしている。2015年の統一地方選挙公約も基本的には、これと同様である。

ちなみに自民党の2014年総選挙党首ポスターは「景気回復この道しかない」であり、2015年地方選挙は「地方が成長の主役」である。

「地方創生」は、地方選挙の主要スローガンとなっている。

2. 「ローカル・アベノミクス」と「地方創生」

(1) 「ローカル・アベノミクス」とは

「ローカル・アベノミクス」について、「再興戦略改訂2014」では、「地域で暮らす人々の生活や中小企業や小規模経営者の方々は未だに厳しい状況に置かれており、人口減少という

厳しい現実にも打ち勝つ必要がある。地域の経済構造に関する思い切った改革を進め、地域全体の持続性を高める上で核となる特色ある産業を育てるための総合的な対策を講じていく必要がある」「成長戦略の目標は、グローバル社会の中で、我が国の中長期的な成長を確固たるものとするにとどまらず、アベノミクスの効果を全国に波及させ地域経済の好循環をもたらす、いわばローカル・アベノミクスにより、最終的には地方の元気を取り戻し、国民一人一人が豊かさを実感できるようにすることである¹³。」としている。

(2) 「地方創生」と「ローカル・アベノミクス」

「創生法」が、「人口減少の是正」と「東京一極集中の歯止め」を目標としていることから、安倍内閣の「地方創生」を「人口減少対策」とみると、かなり「違和感」がある。

従来の「人口減少対策」とは、主に「少子化対策」であった。子どもを増やすための施策として、必要な出産、育児、保育環境を整える、あるいは、「働き方改革＝ワーク・アンド・ライフバランス」の実現などが、主要施策であった。「総合戦略」にそれらは盛り込まれているが、少ない。2015年版の「少子化対策大綱」が、閣議決定されたのは、2015年の3月20日で、2014年の「総合戦略」には間に合わなかった。

さらに、「総合戦略」の「政策パッケージ」と安倍内閣の「成長戦略」である「再興戦略」をつきあわせると、多くの政策が重なる。

例えば、「地方創生」に「地域における女性の活躍推進」がある。なぜ、これが「地方創生」なのかといえば、「女性活躍」は「成長戦略」の重点政策だからである。

安倍首相は、2013年4月19日に行った日

¹³ 「日本再興戦略改訂2014 (P3)」

本記者クラブでの講演で次のように述べている。「女性の活躍は、しばしば、社会政策の文脈で語られがちです。しかし、私は、違います。成長戦略の中核をなすものと考えています。女性の中に眠る高い能力を、十二分に開花させていただくことが、閉塞感漂う日本を、再び成長軌道に乗せる原動力だ、と確信している¹⁴」として具体策の一つとして「3年間抱っこし放題での職場復帰支援」を挙げた。これは、後日、女性から大ブーイングを受けた。これまで、「女性政策」は、男女平等、男女共同参画社会などとして進められてきたが、安倍内閣では、「成長戦略」として展開されている。「官民挙げて女性登用30%」はあるが、「男女差別をなくす」「男女同一賃金」は「成長戦略」にはない。

また、「総合戦略」には、「人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化」

「公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用、空き家対策」「インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進」などの施策がある。これも同様である。

安倍首相は、「官業」を大胆に開放する¹⁵。具体的には「エネルギー、医療、インフラ整備などいわば「官業」とも言える世界は、広い分野で残されている。いずれも将来の成長が見込まれる産業」であるとしている。また、「官民のパートナーシップでインフラ整備を進める。」「空港、下水道、高速道路などについてPPP/PFIを推進し、10年間で12兆円規模の事業を推進する」としている。

安倍内閣の目標は日本を「世界で一番企業が活躍しやすい国」にすることである。「地方創生」もその基本路線に貫かれている。

VI 「自治体消滅危機」を広めた人々

¹⁴「安倍総理「成長戦略スピーチ」」首相官邸HP

¹⁵「2014年6月5日「内外情勢調査会」での講演」（首相官邸HP）

1. 「中央公論」と「自治体消滅危機」

「自治体消滅危機」を最初に取り上げたのは、「中央公論¹⁶」である。

「中央公論」は、2013年12月号に「特集 壊死する地方都市」、「2040年、地方消滅。『極点社会』が到来する」と題する「増田寛也＋人口減少問題研究会¹⁷」名の「論文」を發表した。本文の冒頭は「地方が消滅する時代がやってくる。人口減少の大波は、まず地方の小規模自治体を襲い、その後、地方全体に急速に広がり、最後は、凄まじい勢いで都市部をも飲み込んでいく。このまま行けば30年後には、人口の「再生産能力」が急激に減少し、いずれも消滅が避けられないような地域が続出する怖れがある。」とのショッキングな書き出しで始まっている。

中央公論は、その後も「緊急特集 消滅する市町村 523全リスト（6月号）」を發刊し、「創成会議報告」の公表と歩調を合わせた。このときの「論文」は、「増田寛也＋日本創成会議人口減少問題検討分科会」名で出されている。さらに、その後も「すべての町は救えない人口急減社会への処方箋（7月号）」「消滅市町村にならないための6のモデル（8月号）」と繰り返し「人口減少問題」を特集した。

これらをまとめた中公新書「自治体消滅」は、新聞や雑誌の書評や多くの識者に取り上げられベストセラーとなった。

2. 「創成会議報告」の「役割」

¹⁶ 中央公論の發行元の中央公論新社は、読売新聞社の子会社

¹⁷ メンバーは増田寛也（座長とは書かれていないが、恐らく座長）。メンバーは柏木斉（リクルートホールディングス相談役）、金井良子（リクルートブライダル総研）、高橋泰（国際医療福祉大学大学院教授）、樋口美雄（略）

何と言っても「自治体消滅・人口減少危機」を一気に広めたのが、2014年5月8日に発表された「創成会議報告」である。公表された翌日の新聞各紙は、いずれも1面で「若年女性、896自治体で半減（朝日新聞）」、「896自治体若年女性半減（読売新聞）」、「896自治体消滅の恐れ（毎日新聞）」と大きく取り上げた。

以後、新聞・雑誌その他のメディアにたびたび紹介され、国民の間に「人口減少」「自治体消滅」を周知させる役割を担った。

「創成会議」は、あくまでも民間調査機関にすぎないが、「人口減少」あるいは「東京一極集中」についての課題指摘は、その後に策定された「選択する未来」委員会、「経済財政諮問会議」、「産業競争力会議」の基本認識となり、それぞれの「報告・提言」そして「長期ビジョン」や「総合戦略」に取り入れられた。

全国知事会も、2014年7月15日に「少子化非常事態宣言」を出し、これと呼応した。

3. 増田寛也の活躍

今回の「キーパーソン」は、増田寛也である。増田は、あらゆるマスコミや主要会議に登場し、いわば「仕掛け人」であり「スポークスマン」であり「功労者」である。

増田寛也は、東京大学公共政策大学院客員教授、日本創成会議座長の他に（株）野村総合研究所顧問、生産性本部副会長でもある。その経歴をみると、1977年東京大学卒、1977年建設省入省、1995～2007年岩手県知事、2007～2008年安倍・福田内閣総務大臣、2012年社会保障制度改革国民会議委員、2013～2014年産業競争力会議議員など歴任している。

増田は、第一次安倍内閣、福田内閣で総務

大臣など務め、それ以後も時の政権と密接な関係にある。

VII 「地方版総合戦略」と自治体の課題

1. 「地方創生」と「成果主義」、「KPI・PDCA サイクル」による「自治体管理」

石破茂担当相は、2015年5月18日の「毎日・世論フォーラム」の講演で、次のように述べたという。「『これをやり損なうと日本国は終わる』という強い危機感で私どもは臨んでいる。」「今回の主役は国でなく、全国1718市町村だ。国はビジョンを示し、本当に取り組む自治体を財政面などで支援するが、本気でないところは支援しかねる¹⁸」としている。

また、「総合戦略」策定にあたってのキーワードとして、「KPI」と「PDCA」サイクルについても強調している。

石破茂担当相は他の講演会で、「『これから先、補助金や交付税のあり方も考えていかなければならない』と述べ、自治体の努力や成果に応じて金額を調整する仕組みの導入を検討する考えを示した¹⁹」とも述べている。

2015年5月19日の経済財政諮問会議で民間議員から地方交付税について、「財源保障機能重視から成果主義に転換する」「地域経済の再生と財政健全化に取り組んだ成果を反映する」「配分基準を改革の成果や新たな課題により重点を置く方向で見直す（人口減少度合いではなく人口減少の改善を重視した配分）」とする。また、甘利明担当相は、高市早苗総務大臣に「地方行財政改革のKPIを示

¹⁸ 「毎日・世論フォーラム No. 49」（毎日世論フォーラム HP）

¹⁹ 「石破茂担当相/地方創生、キーワードは「自立」/JAPIC 会合で講演」（日刊建設工業新聞 2014年11月19日）

すよう求めた」とある²⁰。

「KPI」による成果の検証やPDCAサイクルについては、竹中平蔵が「産業競争力会議」の場で、早い段階で提唱し²¹、2013年の「再興戦略」から採用されている。

これらをみると、今後は「地方行財政全般」にわたる「成果主義」による国の「自治体管理」が行われる可能性があり、「地方創生」はその先駆けと推測される。

2. 「国家戦略」と「地方分権」

今回の「地方創生論」の先駆けとなった、中央公論増田論文²²においては、「地方分権」については、「『マクロ政策』や従来の『地方分権論』を超えた」論議が必要であると否定的である。そして、「課題は、『人口』という国家、社会の持続可能性に関わるものであり、『国土利用』という国家としての経済社会機能を発揮するための資源配置の基本に関わるものである。そのグランドデザインをどう描くかは、優れて中央政府たる国が担うべきものであって、「国家戦略」なのである」と強調している。

安倍内閣が進める「地方創生」は、この論文のいう「国家戦略」として展開されており、石破担当相の講演にもそれが伺える。

第一次安倍内閣が発足した2006年の12月に「地方分権改革推進法」が成立し、第二次地方分権改革がスタートしている。2007年4月に「地方分権改革推進委員会²³」が設置さ

れ、2008年5月に第1次勧告が出されたが、このときは、福田康夫内閣に替わっていた。

しかしながら、安倍首相の国会演説（所信表明・施政方針）は、就任以来6回あるが、「地方分権」に触れたのは、2014年の1月24日の「施政方針演説」において「一次内閣で始めた第二次地方分権改革の集大成として、地方に権限移譲や規制緩和を進めます」とわずかこれだけである。

自ら種をまいた「第二次地方分権改革」とは逆の方向を向いていると言わざるを得ない。

3. 「地方創生」と「自治体の課題」

（1）人口減少・高齢化は進む

国の「長期ビジョン」では、「2030～2040年頃に出生率が人口置換水準まで回復するならば、2060年に総人口1億人程度を確保」できるとしているが、そのためには「2020年出生率＝1.6程度、2030年1.8程度、2040年人口置換水準2.07」が必要である。

2014年の日本の「合計特殊出生率」は1.42であり、神奈川県は、1.31である²⁴。全国平均よりもかなり低い。今から5年後の2020年に1.6、15年後に1.8に回復するためには、かなり努力しなければならない。

また、仮に出生率が改善しても、しばらくは「人口減少」と「人口の高齢化」は続くことをふまえた対応が自治体には求められている。

（2）「人口減少先進地」に学ぶ

昨年、徳島県の上勝町と神山町を訪問し、現地を見る機会を得た²⁵。「人口減少先進地」

²⁰ 「2015年度第6回経済財政諮問会議資料/議事要旨」

²¹ 「産業競争力会議第8回議事要旨 P11（2013年5月14日）」（産業競争力会議 HP）

²² 「2040年、地方消滅。「極点社会」が到来する」（増田寛也＋人口減少問題研究会 中央公論 2013年12月）。

²³ 委員長丹羽宇一郎、委員長代理西尾勝、4月1日に増田寛也は岩手県知事で委員、2日に委員長代理、2007年8月31日まで

²⁴ 「人口動態統計月報年計（概数）概況」（厚生労働省 20150605 発表）

²⁵ 「人口減少下の「まちづくり」を調査-徳島県上勝町・神山町の「まちづくり」-」（勝島行正「自治研かながわ月報 2014年12月号」）

ともいふべき両町の経験は、私たちに多くのことを教えてくれる。両町ともに人口減少は、高度経済成長期には始まっており、すでに50年以上に及ぶ。高齢化率は、現在50%を超えている。背景としては、大都市部への人口流出が大きな要因だが、国の貿易自由化・グローバル化によって木材や農産物が価格競争に敗れ、産業が衰退し、働く場が失われたことが大きな要因である。TPP(環太平洋パートナーシップ協定)によって、さらに厳しい環境となろう。

この間、その地に住む人々・自治体首長・職員等によって「まちづくり」が続けられ、人が「生きる場」としての地域が維持されてきた。このことは、両町だけでなく、日本全国で同様の努力が今も続けられている。

こうした経験に学ぶならば、果たして、1年足らずで「産業を創生し、人口増をはかるための計画を策定」し、「計画にもとづき成果をあげ」、「出さなければ財政支援しない」ということが、いかに乱暴なことかと思う。

(3) 「生活者の視点に立つ「地方政府」の確立」こそ「地方創生」である

このままでは、安倍内閣の「成長戦略」に自治体が組み込まれ、「管理」される。「中央集権」の復活の怖れがある。また、私たちは、小泉-安倍内閣時代に進めた「新自由主義改革」によって「貧困と格差が拡大した」ことも忘れてはならない。

自治体の計画策定にあたっては、この間の地方分権改革の歴史をふまえ、地方分権改革の理念を据えて「地方を創生する」ことである。

「第1次勧告-生活者の視点に立つ『地方政府』の確立」では、地方分権改革の基本的な理念について、「人口減少や少子高齢化など社会構造の激しい変化に伴い、我が国は危機的な状況を迎えている。これを打開するた

めには、地方分権改革を断行し、分権型の新たな未来社会を築くことが不可欠である。」としている。

自治体の責務は、いかなる時代にあっても「公共サービスは、市民生活の基盤であり、市民の権利である」ことをふまえ、「安心・安全な公共サービスを提供し続ける」こと、「公平・公正、連帯を原則とする地域社会をつくる」ことである。

「地方創生」計画策定の前提としては、「成長・拡大」から「縮小・均衡」へと路線を変えることができるかであり、大胆な「子ども」への予算のシフトが必要である。

私たちが、具体的に検討すべき課題は、「財政のあり方」、「インフラの老朽化・更新問題」、「公共サービス提供と職員体制のあり方」など多岐にわたる。簡単ではないが、市民とともに考え、認識を統一させることが重要である。

最後に、自治体のあり方、国のあり方について大胆な改革を進めるために、住民と首長と議会が一体となって膝をつき合わせた意見交換と合意形成の時間が必要である。「地方創生」はその好機である。与えられた時間は、わずかしかないが、今から始めよう。

神奈川県内における「地方創生交付金」の活用状況

－「地方創生先行型」対象予定の事業から－

編集部

国の2014年度の補正予算で計上された、いわゆる「地方創生交付金」（地域住民生活等緊急支援のための交付金※注：文末資料参照）について、県内各自治体は概ね2015年3月に補正予算案を議決し、2015年度に繰り越す形で活用しているが、新聞報道（2015年4月15日付神奈川新聞）では、県内自治体には総額約122.8億円の配分で、事業内容は国の推奨するプレミアム付き商品券の発行が中心である実態が明らかにされている。国から交付される「地方創生交付金」は「地方消費喚起・生活支援型」と「地方創生先行型」の2つのカテゴリーに分けられており、122.8億円のうち前者が約96.4億円、後者が約26.4億円の配分構成で、商品券発行は前者の対象事業とされる。

後者は「地方版総合戦略」の策定やそれに関する施策を国が支援するもので、各自治体が2015年10月末までに作成予定の「地方版総合戦略」に盛り込む事業を中心に、先取りで予算化している。秋には300億円の留保分が配分される予定とされることから、本号では、県内自治体における取組みの速報版として、県と各市が公表している「地方創生先行型」交付金充当予定の事業と予算を紹介する。なお、公表の事業予算額には自治体負担分を上乗せしているものもあるため、国からの交付金額と必ずしも数字が一致していないことを予めお断りしておく。

1. 県の主な事業

県が2014年度2月の補正予算で計上した「地方創生に関連した緊急的取組み」は、45億7,932万円で、うち地方創生先行型の交付金額は、9億3,932万円。公表されている主な事業内容は、以下のとおりである。

【エリア重点化等（5億8,948億円）】

(1) 県西地域の活性化（県西地域活性化プロジェクト） 2億448万円

〔内訳〕

- ①「未病いやしの里センター（仮称）」の設置推進・・・2,100万円
- ②未病いやしの里づくり推進費・600万円

③県西地域活性化プロジェクト推進交付金
・・・7,500万円

④県西地域未病資源活用促進事業費
・・・1,850万円

⑤県西地域サイクリングエリア等
構築事業費・・・6,300万円

⑥ME-BYOタウン形成促進事業費
・・・50万円

(2) 三浦半島地域の活性化（三浦半島広域観光推進事業・かながわシープロジェクト）
1億4,600万円

〔内訳〕

- ①三浦半島広域観光推進事業費
・・・9,000万円
- ②かながわシープロジェクトの推進

	・・・5,600 万円
(3) 新たな観光の核づくりによる地域活性化	7,600 万円
新たな観光の核づくり促進交付金	・・・7,500 万円
(4) さがみロボット産業特区の推進による生活支援ロボットの販路拡大等	6,000 万円
〔内訳〕	
①生活支援ロボット開発促進事業費	・・・1,007 万円
②生活支援ロボット普及・定着促進費	・・・1,290 万円
(5) ヘルスケア・ニューフロンティアの推進に向けた効果的なプロモーションの実施	3,000 万円
未病産業等普及啓発事業費	・・・3,000 万円
(6) その他	7,300 万円
大学連携事業費	・・・3,800 万円
【全県的な展開 (3 億 4,984 万円)】	
(1) 多様な就業機会の創出	1 億 6,500 万円
〔内訳〕	
①かながわしごと支援センター (仮称)	事業費・・・1 億 1,700 万円
②移住促進事業費	・・・2,500 万円
(2) 観光振興等	9,384 万円
〔内訳〕	
①外国人観光客誘致促進事業費	・・・7,000 万円
②商店街免税販売推進事業費	・・・1,100 万円
(3) 少子化対策～結婚・妊娠・出産育児への切れ目ない支援～	7,100 万円
〔内訳〕	
①結婚支援事業費	・・・1,900 万円
②妊娠・出産支援事業費	・・・3,200 万円
③ライフキャリア教育推進事業費	・・・2,000 万円
(4) 総合戦略の策定	2,000 万円

2. 横浜市の主な事業

横浜市は 2014 年度 3 月補正予算に「地域住民生活等緊急支援のための交付金活用事業」として計上したのは、総額 25 億 7,000 万円。うち地方創生先行型の交付金額は、1 億 9,600 万円で、充当対象の事業は「中期 4 か年計画に掲げた施策の効果を高める取組み」として、以下に掲げる内容とされる。

(1) 魅力と活力あふれる都市の実現 (「都市」)

7,500 万円

〔内訳〕

- ①横浜ブランド制作・発信拠点事業
・・・4,500 万円
- ②クリエイティブ・ショーケース事業
・・・3,000 万円

(2) 市内経済活性化の促進 (「企業」)

6,300 万円

〔内訳〕

- ①インキュベート機能強化事業
・・・1,300 万円
- ②海外企業ニーズとのビジネスマッチング事業
・・・2,000 万円
- ③外資系企業立地促進事業
・・・3,000 万円

(3) あらゆる人が力を発揮できるまちづくりの推進 (「人」)

5,800 万円

〔内訳〕

- ①宇宙・科学による夢づくり事業
・・・4,300 万円
- ②困難を抱える若者のための地域サポートモデル事業
・・・1,200 万円
- ③特別支援学校作業学習のための拠点モデル事業
・・・300 万円

3. 川崎市の主な事業

川崎市が地方創生先行型の交付金事業として、2014 年度補正予算で計上した対象事業

は以下のもので、総額は1億3,583.4万円。

- ①シティプロモーション推進事業
・・・2,000万円
- ②地域情報整備事業・・・538.5万円
- ③オープンデータ整備事業・・・100万円
- ④公衆無線LAN整備事業・・・994.2万円
- ⑤地方創生戦略事業・・・1,000万円
- ⑥都市政策研究事業・・・50万円
- ⑦地域包括ケアシステム推進事業
・・・808.6万円
- ⑧かわさき健幸福寿プロジェクト推進事業
・・・900万円
- ⑨がん検診受信率向上事業・6,415.5万円
- ⑩女性就業支援事業・・・398.8万円
- ⑪消防団員貸与装備品・・・377.8万円

4. 相模原市の主な事業

相模原市が2014年度補正予算で、「国が創設した地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用した事業等」に要する経費として計上したのは、「地域消費喚起・生活支援型交付金」活用分で4億8,188.5万円、「地方創生型」活用分で1億1,882.6万円。地方創生型の交付金対象事業としては、以下のものが挙げられている。

- ①総合戦略推進経費・・・998.7万円
- ②中小企業研究開発支援事業・6,500万円
- ③業務系企業誘致推進事業・・・990万円
- ④子育て支援普及啓発事業・・・927.9万円
- ⑤保育専門相談事業・・・966万円
- ⑥企業誘致等推進事業・・・1,000万円
- ⑦ものづくり企業総合支援事業・500万円

5. 一般市における交付金活用事業

(1) 横須賀市

横須賀市では、2014年度補正予算に計上した事業費と2015年度当初予算を「一体的

に運用し、効果的に執行する」との方針を打ち出し、「地方消費喚起・生活支援型に選定した事業」として4億8,972.1万円、「地方創生先行型に選定した事業」として2億7,526.1万円の交付金充当事業を示している。

「地方創生先行型」に挙げられた事業の内訳は次のとおり。

- ①地方版総合戦略の策定・・・992.5万円
- ②都市イメージの創造発信・・・1,366.4万円
- ③YOKOSUKA イングリッシュキャンプの開催・・・138.3万円
- ④YOKOSUKA ホームステイ受け入れ家庭の発掘・育成・・・381.7万円
- ⑤多世代同居の推進・・・300万円
- ⑥住宅団地の流通促進・・・5,103.6万円
- ⑦くりはま花の国エアライフル場への新たな設備の導入・・・2,485.8万円
- ⑧スタートアップ支援の強化・1,158.6万円
- ⑨観光立市推進基本計画の策定・786.2万円
- ⑩長井海の手公園（ソレイユの丘）への大型遊具の設置・・・9,950万円
- ⑪ANJIN サミットの開催・・・113.3万円
- ⑫横須賀製鉄所（造船所）創設150周年記念事業・・・4,749.7万円

(2) 平塚市

平塚市の2014年度一般会計補正予算においては、国の補正予算に係る補助金2億5,121万円を活用した10事業を計上したとしている。この金額には、消費喚起・生活支援型交付金事業によるプレミアム付き商品券の発行にかかる補助分1億7,600万円も含まれており、地方創生先行型交付金事業は7,521万円と見込まれる。具体的な事業について市長は、地方版総合戦略策定費用や少子化対策に係る経費のほか消防団の装備費購入費等を計上したと説明している。

(3) 鎌倉市

鎌倉市が 2014 年度補正予算として計上した地方創生先行型交付金事業は、地方版総合戦略策定事業 995.9 万円と Wi-Fi 接続環境整備事業 2,543.6 万円で合計 3,539.5 万円。

(4) 藤沢市

藤沢市が 2014 年度 3 月補正予算に計上した「地域住民生活等緊急支援事業交付金」の予算額は、「地方消費喚起・生活支援型」分で 2 億 4,073.6 万円、「地方創生先行型」分で 6,304.8 万円である。

「地方創生先行型」の事業予算の内訳は、販路拡大支援事業費で 1,800 万円、外国人誘客促進事業費で 4,504.8 万円。

(5) 小田原市

小田原市が 2014 年度補正予算に計上した地方創生先行型の事業費総額は 9,587.2 万円とされ、地方版総合戦略における 4 つの基本目標を着実に実現できる 26 事業を予定事業として選定したと説明している。主な事業の予算額は以下のとおり。

- ①都市セールス事業・・・375.4 万円
- ②プロダクティブ・エイジング推進事業、
 県西地域活性化プロジェクト推進調査
 委託料・・・・・・・・・・199.5 万円
- ③地方版総合戦略策定事業・・・772.6 万円
- ④文化振興ビジョン推進事業・205.9 万円
- ⑤文化創造活動担い手育成事業・880 万円
- ⑥清閑亭活用事業・・・・・・・・1,550 万円
- ⑦ケアタウン推進事業・・・・868.8 万円
- ⑧不育症治療費助成事業・・・・120 万円
- ⑨環境再生活動推進事業・・・・80.8 万円
- ⑩就職情報提供事業・・・・・・・・81 万円
- ⑪新規就農者就学支援事業補助金
 ・・・・・・・・30 万円
- ⑫耕作放棄地解消事業費補助金・75 万円
- ⑬高付加価値化対応野菜産地事業費補助金
 ・・・・・・・・40 万円

- ⑭定年帰農者農業支援事業奨励金
 ・・・・・・・・116.4 万円
- ⑮いこいの森バンガロー整備事業、小田原
 産木材住宅リフォーム等助成事業
 ・・・・・・・・904.8 万円
- ⑯木育推進事業・・・・・・・・227.3 万円
- ⑰魚ブランド化促進事業・・・・100 万円
- ⑱小田原ブランド推進事業・・・155.1 万円
- ⑲レンタサイクル事業運営費補助金
 ・・・・・・・・211.4 万円
- ⑳観光 PR 事業・・・・・・・・175.8 万円
- ㉑観光戦略ビジョン策定事業・・・360 万円
- ㉒都市廊政策推進事業・・・・111.8 万円
- ㉓図書施設機能等検討支援委託料
 ・・・・・・・・345.6 万円

(6) 茅ヶ崎市

茅ヶ崎市が 2014 年度に計上した補正予算で「地方創生先行型事業」と位置づけたものは以下で、その合計は 9,695.6 万円。

- ①地方版総合戦略策定事業・・・1,000 万円
- ②長寿社会推進事業・・・・・・・・1,443 万円
- ③放課後児童健全育成事業
 ・・・・・・・・2,582.6 万円
- ④工業振興事業・・・・・・・・1,660 万円
- ⑤観光総務管理経費・・・・・・・・2,010 万円
- ⑥住環境整備事業・・・・・・・・1,000 万円

(7) 逗子市

逗子市が「地方創生型」交付金活用事業として 2014 年度補正予算に計上したものは以下のとおりで、合計額は 4,158.3 万円。

- ①男女共同参画プラン推進事業
 ・・・・・・・・223.9 万円
- ②小児医療費助成事業・・・・781.7 万円
- ③体験学習施設事務費・・・・58.8 万円
- ④(仮称)療養・教育の総合センター
 整備事業・・・・1,326.7 万円
- ⑤成人等保健事業・・・・・・・・88.2 万円

- ⑥妊婦健診事業・・・992.3万円
- ⑦逗子市商工会助成事業・・・150万円
- ⑧逗子市観光協会助成事業・・・200万円
- ⑨自然の回廊プロジェクト推進事業
・・・113.4万円
- ⑩海水浴場運営費・・・135.2万円
- ⑪教育用コンピューター維持管理事業
(小・中)・・・88.1万円
- ④「平成大山講プロジェクト」推進事業
・・・1,957.2万円
- ⑤シティセールス推進事業・・・400万円

(8) 厚木市

厚木市が、「地方創生先行事業交付金活用事業（交付金限度額 6,400 万円）」で 2014 年度補正予算に計上したとするのは、以下の 5 事業で、合計 8,623 万円。

- ①総合戦略策定事業・・・1,000 万円
- ②子育て日常生活支援事業・・・6,723 万円
- ③子育てパスポート事業・・・300 万円
- ④ロボット産業推進事業補助金・・・200 万円
- ⑤観光情報発信事業・・・400 万円

(9) 大和市

大和市の 2014 年度補正予算書に「地方創生先行型交付金」補助事業として歳入の説明があるのは以下の内容で、総額 6,400 万円。

- ①まち・ひと・しごと創生総合戦略策定
事務・・・608.8 万円
- ②私立幼稚園運営支援事業・・・1,070.5 万円
- ③認定保育施設運営費助成事業
・・・4,546.3 万円
- ④保育事業（市立保育所）・・・174.4 万円

(10) 伊勢原市

伊勢原市が「地方創生先行型」交付金対象事業として、2014 年度補正予算に計上したのは以下の事業で、合計 4,125.3 万円。

- ①総合戦略策定事業・・・968.1 万円
- ②農畜産物販売促進活動支援事業
・・・600 万円
- ③中小企業見本市等出展補助事業

(11) 座間市

座間市が「地方創生先行型」交付金対象事業費として 2014 年度補正予算に計上したのは以下の事業で、単独費 400 万円を含めた事業費総額は 6,540.7 万円とされる。

- ①総合戦略策定事業費・・・1,100 万円
- ②介護人材育成支援事業費・・・100 万円
- ③少子化対策事業費・・・1,995.7 万円
- ④創業支援・販路開拓事業費・・・2,245 万円
- ⑤観光プロモーション推進事業費
・・・1,100 万円

(12) 南足柄市

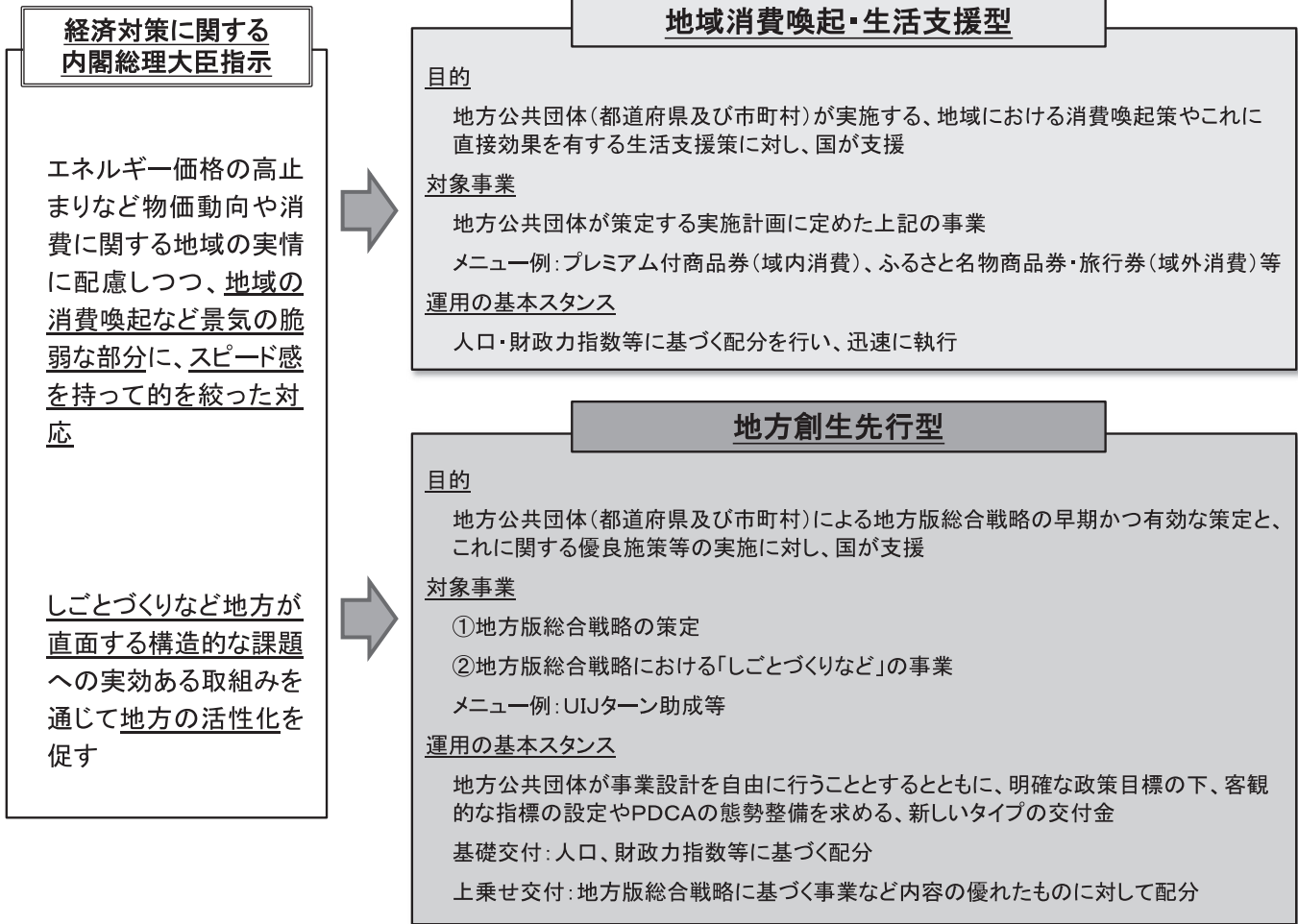
南足柄市が「地方創生先行型」の活用事業として 2014 年度補正予算に計上したのは、「南足柄市人口ビジョン・総合戦略策定事業」1,100 万円と「南足柄市産業創出促進事業」3,099.6 万円で、合計額は 4,199.6 万円。

(13) 綾瀬市

綾瀬市が 2014 年度補正予算で「地方創生先行型」の充当事業として計上したものは以下の内訳で、事業費総額は 4,300 万円。

- ①綾瀬市総合戦略等の策定・・・650 万円
- ②綾瀬ブランド新商品開発への支援
・・・100 万円
- ③市内企業の設備導入への支援
・・・1,500 万円
- ④「綾瀬観光」の振興・・・100 万円
- ⑤高齢者の就労相談支援・・・200 万円
- ⑥障がい者の一般就労に向けた総合的支援
・・・250 万円
- ⑦妊産婦・乳幼児支援情報等管理システムの整備・・・1,500 万円

地域住民生活等緊急支援のための交付金の概要



交付の考え方

タイプ		交付の考え方
地域消費喚起・生活支援型 2,500億円		1. 都道府県及び市町村の配分比 4:6 2. プレミアム付商品券(域内消費)及びふるさと名物商品券・旅行券(域外消費)については、一定事業規模を確保できるように地方公共団体に助言・サポート 3. 以下の点などを踏まえ、交付 ① 人口 ② 財政力指数 ③ 消費水準等、寒冷地
地方創生先行型 1,700億円	基礎交付 1,400億円	1. 都道府県及び市町村の配分比 4:6 2. 以下の点を踏まえ、交付 ① 地方版総合戦略策定経費相当分として1都道府県2000万円、1市町村1,000万円は確保 ② 人口を基本としつつ、小規模団体ほど割増 ③ 財政力指数 ④ 就業(就業率)、人口流出(純転出者数人口比率)、少子化(年少者人口比率)の状況に配慮(現状の指標が悪い地域に配慮)
	上乗せ交付 300億円	以下の点を踏まえ、交付 ①政策5原則等からみた事業等の内容(メニュー例への対応を含む) ②地方版総合戦略の策定状況

編集後記

昨年のこの時期の「消滅可能性都市」の警鐘に続き、日本創成会議が「東京圏の急速な高齢化対策」として「高齢者の地方移住」を呼びかけ始めた。この問題提起と呼応するかのように、今年2月に官邸に設置された「日本版CCRC構想有識者会議」（増田寛也座長）では、夏の中間報告公表に向け、東京圏の高齢者が地方移住するための支援策の検討を進めている。素案段階では会議体略称のCCRC（Continuing Care Retirement Community）が示すように、健康な高齢者を地方に移住させ、医療介護が必要となったときにも継続的にケアが受けられるようにするという構想が明らかとなっているが、「高齢者の地方移住の推進」は2016年度予算編成に向けた基本指針でも一つの柱となる見込みが報道されている。

経済至上主義に取り付かれたこの国では、労働市場から退出した人々が住み慣れた首都圏で人生を終える権利すら認められなくなりそうな気配だ。グローバル社会で率先的に人権を擁護すべき先進国とは思えない政策がこうして当然のごとく登場するのは、政財界のリーダー層に対し「人権への配慮」という教養が求められなくなったからなのであろうか。人間の安全保障に気づかないリーダーたちに、国家の安全保障を任せきりにしてはおけない。（谷本有美子）

2015年6月25日

自治研かながわ月報第153号（2015年6月号，通算217号）

発行所	公益社団法人	神奈川県地方自治研究センター
発行人	上林得郎	編集人 大沢宏二 定価1部500円
〒232-0022	横浜市南区高根町1-3	神奈川県地域労働文化会館4F
	☎045(251)9721(代表)	FAX 045(251)3199
	http://kjk.gpn.co.jp/	E-mail:kjk@gpn.co.jp

☆センターのウェブサイト (<http://kjk.gpn.co.jp/>) をご利用下さい。→



会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局にあります。会費は個人会員月 1,000 円、賛助会員月 700 円のどちらかを選び、1 年分をそえてお申しこみください。
3. 詳細は自治研センター事務局
☎ 045(251)9721へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が送られます。
2. 「月刊自治研」(自治労本部自治研推進委員会発行・A 5 版・80 ページ程度・定価 822 円) が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。